

仕事と育児・介護の両立を支援するための制度一覧表

【出典：防衛省職員のための両立支援ハンドブック(2019)】 ●女性職員対象 ●男性職員対象 ◎男女とも対象

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
妊産婦の保健指導 及び健康診査のた めの特別休暇	●			概 要	妊娠中又は出産後1年以内の女性職員が保健指導及び健康診査のため勤務しないことを認める休暇
				期 間	妊娠中の期間又は出産後1年以内の期間
				その他	認められる回数は妊娠期間に応じて決定
妊娠中の休息、補 食のための特別休 暇	●			概 要	妊娠中の女性職員が母体又は健康保持のため、適宜休息し、又は補食するために必要な時間、勤務しないことを認める休暇
				期 間	妊娠中の期間
妊娠中の職員の通 勤緩和のための特 別休暇	●			概 要	妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響があると認められる時に、勤務をしないことを認める休暇
				期 間	妊娠中の期間
				その他	勤務の始め又は終わりにつき1日を通じて1時間を超えない範囲
産前特別休暇	●			概 要	6週間以内（多胎妊娠の場合は14週間）に出産予定の女性職員に与えられる休暇
				期 間	産前6週間（多胎妊娠の場合は14週間）から出産の日まで
産後特別休暇	●			概 要	出産した女性職員に与えられる休暇
				期 間	出産の翌日から8週間
				その他	産後6週間は勤務に就くことは不可
配偶者の出産特別 休暇	●			概 要	妻の出産に伴う入退院の付添い等を行う男性職員に与えられる休暇
				期 間	妻の入院から出産の日後2週間までの間に2日
育児参加のための 特別休暇			●	概 要	妻の産前産後期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員に与えられる休暇
				期 間	産前産後期間中に5日（第1子出産の場合は産後期間中）
保育時間確保のた めの特別休暇			◎	概 要	生後1歳未満の子に対して授乳や託児所等への送迎等を行う職員に与えられる休暇
				期 間	子が1歳に達するまで
				その他	1日2回それぞれ30分以内
子の看護のための 特別休暇			◎	概 要	小学校就学の始期に達するまでの子を看護する職員に与えられる休暇
				期 間	年5日（小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合は10日）
				その他	「看護」には予防接種又は健康診断を受けさせることを含む

仕事と育児・介護の両立を支援するための制度一覧表

制度名		目的			制度の概要等		
		妊娠 出産	育児	介護			
育児休業等	育児休業		◎		概要	子を養育するために一定期間勤務しないことを認める制度	
					期間	子が3歳に達するまで	
	育児短時間勤務 (自衛官除く)			◎		概要	子を養育するため、週38時間45分より短い勤務時間で勤務することを認める制度
						期間	子が小学校就学の始期に達するまで
						その他	勤務時間は週19時間35分、23時間15分、24時間35分などの中から職員が選択
	育児時間			◎		概要	子を養育するため、1日の勤務時間の一部を勤務しないことを認める制度
					期間	子が小学校就学の始期に達するまで	
					その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)	
特別休暇	短期介護休暇			◎	概要	職員が疾病又は老齢により2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある者(要介護者)の介護その他の世話をするために与えられる休暇	
					期間	年5日(要介護者が2人以上の場合は10日)	
					その他	取得単位は1日又は1時間 「その他の世話」には、要介護者の介護のほか、要介護者の通院等の付添い、要介護者が介護サービスの提供を受けるために必要な手続きの代行その他の要介護者の必要な世話を含む。	
介護休暇等	介護休暇			◎	概要	職員が要介護者の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇	
					期間	要介護者の各々が介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算6月を超えない範囲内で指定する期間(指定期間)内	
					その他	取得単位は1日又は1時間(時間単位での取得は、始業又は終業までの連続した4時間の範囲内)	
	介護時間			◎		概要	職員が要介護者の介護のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことが相当であると認められるときに与えられる休暇
					期間	最初の承認の日から連続する3年の期間内(要介護状態ごと) ※介護休暇の指定期間は除く。	
					その他	1日2時間まで取得可能(30分単位)	

仕事と育児・介護の両立を支援するための制度一覧表

制度名	目的			制度の概要等	
	妊娠 出産	育児	介護		
早出遅出勤務		◎	◎	概要	未就学児を養育する職員、就学児を放課後児童クラブ等へ送迎する職員又は要介護者を介護する職員が1日の勤務時間を変更することなく、始業・終業の時刻を変更することを認める制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子が放課後児童クラブ等に通う間又は介護を必要とする間
				その他	隊務に関連性のある夜間大学の課程等による修学等のためや、障害者が請求した場合、国際関係、予算折衝等の業務に従事する職員の疲労蓄積防止のため、早出遅出勤務をさせる必要があると認める場合にも利用できる。
フレックスタイム制		◎	◎	概要	職員から申告が行われた場合、隊務又は公務の運営に支障がない範囲内において、始業及び終業の時刻について職員の申告を考慮し、勤務時間を割り振る制度 ※育児又は介護を行う職員や障害者については、全員が勤務しなければならない時間帯（コアタイム）を短縮し、より柔軟な勤務形態とする。
				その他	1週間当たり平均の勤務時間又は日課が38時間45分となるように割り振る（4週間の場合155時間）こととなるため、1週間当たりの勤務時間は、通常の勤務と変わらない。
その他 超過勤務の免除 (自衛官除く)	●	◎	◎	概要	妊娠中もしくは出産後1年以内の女性職員、3歳未満の子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を免除する制度
				期間	妊娠中もしくは出産後1年以内、子が3歳に達するまでの間又は介護を必要とする期間
その他 超過勤務の制限 (自衛官除く)		◎	◎	概要	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員又は要介護者を介護する職員の超過勤務を制限する制度
				期間	子が小学校就学の始期に達するまでの間又は介護を必要とする期間
				その他	隊務の運営に支障のある場合を除き、当該職員からの請求により、月24時間、年150時間を超えて超過勤務をさせてはならない。
休憩時間の短縮	●	◎	◎	概要	休憩時間が60分の場合は45分又は30分、休憩時間が45分の場合は30分に短縮することができる制度
				期間	妊娠中、子が小学校就学の始期に達するまでの間、小学校に就学している子の送迎が必要な間又は介護を必要とする期間や障害者が必要とする期間
テレワークを行うための休憩時間の延長		◎	◎	概要	休憩時間(60分又は45分)を、育児・介護に必要な範囲内で延長することができる制度
				その他	在宅勤務(テレワーク)をする場合に住居と勤務場所との間の移動や育児・介護を行う期間に限る。
休憩時間の弾力的な設定				概要	障害を有する職員が、休憩時間を分割・延長・短縮・追加の設定をすることができる制度